

## 市川市平和無防備条例(案)

(前文) 私達の住む市川市は戦前、陸軍の諸機関が設置され多くの若者が戦場に送り出され、尊い命が失われました。戦後はこの反省から平和行政を推進し、1984年には、「核兵器廃絶平和都市」を宣言し、平和を希求する文化の薫り豊かな都市への発展をめざしてきました。

しかし現在、世界では私たちの願いとはうらはらに戦争による殺戮が繰り返えされています。だからこそ今、「全世界の国民が(中略)平和のうちに生存する権利を有することを確認し、諸国民の公正と信義に信頼して安全と生存を保持する」との日本国憲法の精神を活かさなければなりません。

市川市はこれまで中国、アメリカ、インドネシアなどの諸都市と姉妹・友好都市の関係を築いてきました。近年、市内にも多くの外国人が居住するようになり、いっそう世界の人々との友好関係を深めていく必要があります。

住民の保護・安全を第一義的責務とする地方自治体こそ、全世界に向かって平和の意思を発信し、諸国民との平和友好関係を築いて行くことができるのです。世界中の自治体がジュネーブ条約に基づいて、自分たちの地が戦場になることを、こぞって拒否するならば、戦争を世界から無くすことが出来るのです。

市川市は文化都市として様々な貴重な文化環境・遺産及び自然環境をもっています。東京湾には貴重な浅海域・干潟・三番瀬があります。私たちは現在、地球規模での環境破壊に直面していますが、戦争は文化と自然の最大の破壊をもたらします。私たちは、将来を担う子供たちのためにも自然環境が保全された美しい文化都市・市川を残していかなければなりません。

以上の理由から、私たちは日本国憲法とジュネーブ条約に基づいて、「市川市平和無防備条例」を制定します。

### 第1条(目的)

本条例は、日本国憲法の平和主義の理念、非核三原則、ジュネーブ条約等の国際人道法ならびに市川市の「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき「無防備地域宣言」を行い住民の平和と安全を保障することを目的とする。

### 第2条(定義)

本条例における無防備地域とは 1977年に制定されたジュネーブ条約第一追加議定書第59条により、戦時において次の要件を満たす場合、紛争当事国からの武力攻撃が禁止される地域のことである。

- (a) 戦闘員、移動兵器等が撤去されていること
- (b) 固定した軍用施設等が敵対的目的に使用されていないこと
- (c) 当局または住民により敵対行為が行われていないこと
- (d) 軍事行動を支援する活動が行われていないこと

### 第3条(市民の平和的生存権)

市川市に居住するすべての人は、平和のうちに生存する権利を有することを確認し、その意に反し、戦時のみならず平時から軍事を目的とした市民権の制約や財産権の侵害、文化環境および自然環境の破壊を受けることはない。

### 第4条(無防備地域宣言)

市川市は、戦時あるいは戦争の恐れが明白な時、第2条に定める「無防備地域宣言」を赤十字国際委員会を通じて当事国および日本国政府に通告する。

### 第5条(市の責務)

1. 市川市は平時においても無防備地域の条件を満たす適切な措置を講ずる努力を不断に行う。
2. 市川市は軍事施設の建設や軍事のための車両、航空機、艦船、物資及び人員などの移動・輸送を行わない。
3. 市川市は戦争に係わる一切の事務を行わない。

### 第6条(平和事業の推進)

1. 市川市は条例の本旨に沿う平和事業の推進、自然環境の保持及び世界各地との平和交流を積極的に進める。
2. 市川市は前項の事業を行うために市民より選ばれた委員からなる平和事業推進委員会を設置する。
3. 平和事業に必要な経費を毎年予算に計上する。

### 第7条(条例の執行規則)

本条例の執行に必要な事項は規則で定める。

付則 1 本条例は公布の日から施行する。 2 本条例は公布後速やかに翻訳文をつけて、国際連合事務局、国際連合加盟国、その他の国に通知する。